

介護保険の福祉用具購入費支給の流れ

★令和7年度より介護給付費適正化のため、住宅改修・福祉用具購入事業について、理学療法士等の専門職による審査(申請書類・現地確認)を行っております。

福祉用具購入費支給制度とは、**対象者(被保険者)本人**が、住み慣れた自宅において自立した日常生活を営むことができるようにするための用具について、一定の基準を満たすものを都道府県知事の指定を受けた事業所から購入した場合、介護保険の給付を受けることができる制度です。

【福祉用具購入の前に必要な手続き】

1 要介護認定を受ける



介護保険の認定申請を行い、要介護認定(要支援もしくは要介護)を受ける必要があります。

2 福祉用具購入について介護支援専門員(ケアマネジャー)等に相談する



本人やその家族、ケアマネジャー、地域包括支援センター職員、販売業者等と、福祉用具の内容を十分に検討してください。

※介護保険の福祉用具購入費の支給対象となる製品は、県が指定する販売業者から購入したもののみが対象です。

※受領委任払いを希望される場合は、申請の前に市に確認してください。(条件あり)

3 事前確認申請(審査)

山鹿市役所長寿支援課介護サービス係(以下、介護サービス係)に必要書類を提出し、確認を受けてください。各市民センター窓口は受取のみになります。

※原則、書類の提出等はケアマネジャー、地域包括支援センター職員が行います。

＜必要書類＞ ①～④は必須、⑤は対象の方のみ。

①	福祉用具購入費支給申請書(償還払い・受領委任払で様式が異なります) <u>記入が必要な項目はすべて記載してください。</u>
②	見積書(福祉用具の種類を記入したもの)
③	製品のカタログの写し
④	ケアプラン
⑤	福祉用具計画書(貸与と購入の選択ができるもの)
その他、福祉用具の確認に必要な書類の提出を依頼することがあります。	

介護サービス係が書類を確認し、内容の審査・決裁を行います。

山鹿市では、令和7年度より介護給付費適正化の一環で福祉用具・住宅改修事業について理学療法士等の専門職による申請内容の確認を行っております。

審査・決裁に、数日かかる場合がありますので予めご了承ください。

※内容に不明な点や必要性の疑義等があった場合は、再検討の依頼を行う場合があります。

4 承認

事前確認申請で問題がなければ承認を受け、販売業者に購入を依頼してください。

※承認のしるしとして担当職員が署名し、書類を一式返却します。

5 福祉用具の購入

【福祉用具購入の後に必要な手続き】

6 利用者負担分の支払い

購入後、利用者は負担額(※)を販売業者に支払い、領収書を受け取ってください。

※償還払いの場合→購入費用の全額、受領委任払いの場合→購入費用の1～3割

《償還払い》

利用者がいったん費用の全額を販売業者に支払い、後に7～9割分の支給を受ける仕組み

《受領委任払い》

利用者が販売業者に自己負担分(費用の1～3割)のみを支払い、販売業者は市から直接7～9割分の支給を受ける仕組み(事前に販売業者と市で契約が必要)

7 福祉用具購入費支給申請書の提出

介護サービス係へ必要書類を提出してください。

※書類の提出等は担当のケアマネジャー、地域包括支援センター職員が行います。

＜必要書類＞ ①～③は必須、④は対象の方のみ。

①	事前確認申請時に提出した書類全て 振込口座情報を含め、記入が必要な項目は全て記載してください。
②	領収書(※必ず原本を持参ください。写しを取りその場で返却します。)
③	請求書
④	委任状(口座名義人が被保険者と異なる場合)

8 支給額の決定・指定口座への振込

介護サービス係から支給対象者(販売業者または利用者)へ決定通知書を送付しますので確認してください。※支給申請書提出後、振込まで2～3か月程度かかります。

介護保険福祉用具購入に関する問い合わせ先
山鹿市役所 長寿支援課 介護サービス係 TEL43-1180